

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四〇九
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 四〇九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四一〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四一〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四一一
- 道路の区域を決定する件 四一一
- 道路の区域を変更する件二件 四一一
- 道路の供用を開始する件 四一二
- 公告 四一二
- 浸水想定区域を指定した件 四一三
- 落札者を決定した件 四一三

告 示

福島県告示第六百六十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和三年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ファアコス薬局かすみ	二本松市成田町一八二七一―一	株式会社ファアコス	東京都千代田区神田練堀町六八一―一	令和三年九月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十月五日から令和四年二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和三年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 （変更前）代表取締役 園部 嘉門
 （変更後）代表取締役 小西 徹
 変更した年月日
 令和三年八月二十七日
- 三 届出年月日
 令和三年九月十七日
- 四 届出をした者
 平南デイベロップメント株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十月五日から令和四年二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に

備え置いて縦覧に供する。
令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 岡田 義則
(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 遠藤 義行

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 遠藤 義行

三 変更した年月日
令和三年二月一日

四 届出年月日
令和三年八月三十日

五 届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
1 交通に係る事項
(一) 当該店舗における一般出入口及び荷捌き専用出入口付近において、車が歩行者や自転車の通行を妨げないよう、届出書記載のとおり交通安全対策を徹底すること。
(二) 当該区域は、小学校及び中学校の通学区域となつていことから、歩行者の安全確保に努めること。
- 2 その他
(一) 騒音や悪臭等に対し、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を

仰ぎ、誠意を持って対応すること。

- (二) 届出地は、市河川洪水ハザードマップの浸水深五・〇メートルから一〇・〇メートル未満の河川洪水浸水想定区域であることから、水害発生時における対応はもろろのこと、他の自然災害発生時における避難誘導、情報伝達などの対応が迅速に実施できるよう、従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、来店者が速やかな対応をとれるよう非常口等の避難経路の表示等を適切に行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークタウン二本松インター 福島県二本松市成田町二丁目八一〇番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
1 交通に係る事項
開発道路については、道路管理者、所管警察署、地元住民等関係者と十分協議の上、適正に設置すること。
2 防犯対策に係る事項
(一) 営業時間外における出入口封鎖の徹底のため、封鎖するための器具が人の手で移動できないようにすること。
(二) 駐車場のほかに、店舗内及び出入口を撮影する防犯カメラを設置すること。
(三) 防犯カメラの抑止効果を高めるため、来客の目につく場所に「防犯カメラ作動中」の看板を設置すること。
(四) 従業員(私服警備員)の見回りのほか、制服警備員の配置に努めること。
(五) 駐車場内に減速帯を設置し、騒音苦情対策(駐車場における速度抑止も含む)や改造車両等が集まらないようにすること。
- 3 騒音の発生に係る事項
(一) 騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当する施設を設置する場合又は特定建設作業に該当する建設工事を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。

(二) 近隣住民等より公害に関する苦情の申し立て等があった場合には、迅速かつ真摯に対応すること。

4 廃棄物の発生に係る事項

排出される廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するとともに、減量化・資源化に積極的に取り組むこと。

5 街並みに係る事項

特に意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を本宮市役所の掲示場に掲示した。

当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年十月五日 福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

麓山神社

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年福島県告示第六百三十号)によること。

福島県告示第六百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

(森林保全課)

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道白河 停車場線	白河市向新蔵一〇九番 地先から 同 市田明寺三四番一 地先まで	二〇・〇 四四・〇	四八一・八	

(道路計画課)

福島県告示第六百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道勿来 浅川線	いわき市田人町荷路夫 字山口一八番四地先 から 同 市田人町荷路夫 字山口一三八番地先ま で	変更前 変更後	一一・三 二五・八	一〇四・二
		変更後	一一・三 三二・七	一〇四・二

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字東町三七八番地先から 同 市滑川字中町七一八番一地先まで	変更前 A 一一・五 三五・〇	B 一〇・〇 四二・〇	四四一・二 一八三・七
	須賀川市滑川字東町三七八番地先から 同 市滑川字中町七一八番一地先まで	変更後 A 一一・五 三四・一		

(道路計画課)

福島県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字東町三七八番地先から 同 市滑川字中町七一八番一地	令和三年一〇月五日

先まで

(道路計画課)

公 告

公告第百八十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、藤田川及び笹原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和三年十月五日

福島県知事 内堀雅雄
(河川整備課)

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年10月5日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
水生植物刈取船 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
ノダック株式会社 埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目28番6号
- 5 落札金額
44,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年7月9日

（入札用度課）